

|    |                                                  |
|----|--------------------------------------------------|
| 議題 | テーマ提言について                                        |
| 項目 | 今回の企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案<br>バーチャル PPA の会計処理について |

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、今回の企業会計基準諮問会議において受け付けた新規テーマである「バーチャル PPA の会計処理について」の概要をお示しするとともに、テーマ提言の方向性に関する企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）の分析及び対応案をお示しすることを目的としている。

## II. テーマ提案書

提案者：日本公認会計士協会

<実務対応レベル>

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (テーマ)<br>バーチャル PPA の会計処理について |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                              | <p>(提案理由)</p> <p>近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた動きを活発化させており、温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値<sup>1</sup>（以下「環境価値」という。）を対象とした取引が果たす役割の重要性が高まっている。なかでも、バーチャル PPA（Power Purchase Agreement）に基づく環境価値取引については、発電時に CO2 を排出しない電気が持つ「環境価値」のみが証書化された非化石証書を、実際の電力供給契約とは別に取引できる手段として広く利用され始めている。</p> <p>バーチャル PPA においては、非化石証書を発電事業者から需要家に移転し、「発電量 × (PPA 契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格)」により計算される金額を発電事業者と需要家との間で決済する（以下「差金決済」という。）ことが一般的である。この差金決済という特徴に着目し、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱うべきか否かが論点となる。この点、国際財務報告基準、米国会計基準及び日本基準が定めるデリバティブの内容は同一ではないため、いずれの会計基準を採用するかによってデリバティブに該当するか否かの判断に相違が生じる可能性がある。日本基準のもとではバーチャル PPA をデリバティブとして会計処理すべきか否かにつ</p> |

<sup>1</sup> 環境省「カーボン・オフセットの取組活性化に向けた方策」

([https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/conf04/03/mat02-2.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/conf04/03/mat02-2.pdf))

いて、監査法人に多くの質問が寄せられているが、実務上、統一された見解は確立されていない。このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は 2023 年 9 月に会計制度委員会研究報告第 17 号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」（以下、「研究報告」という。）

([https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20230921dfg.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230921dfg.html)) を公表したが、研究報告の取りまとめに当たり、草案を公開し、広く意見を募集したところ、10 団体及び 1 個人から意見を受け取った。このうち、バーチャル PPA の会計処理については、監査法人、事業会社、業界団体及び財務諸表利用者から多くのコメントが寄せられており、バーチャル PPA の時価評価の要否に関する明確化に対する関心の高さが確認された。

今後、各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャル PPA を利用した環境価値取引がさらに拡大することが見込まれるが、バーチャル PPA の時価評価の要否が明確ではないことが、企業がバーチャル PPA に基づく環境価値取引を始める際の検討を進める上での課題となっている場合がある。

また、研究報告の検討過程において、既にバーチャル PPA を導入した企業における会計処理方法を確認したところ、現状では、バーチャル PPA の取引規模に重要性が認められないことから、詳細な検討なしに、簡便的に時価評価をしない会計処理が採用されている場合があることが確認された。今後、バーチャル PPA に基づく環境価値取引が我が国において拡大し、重要性が認められるケースが増加することが予想されるが、このような場合にバーチャル PPA の会計処理について明確な定めがないと、会計処理に関する実務上のばらつきが拡大すると考えられる。特に、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱うか否かにより財務諸表に及ぼす影響は大きく異なるため、統一的な会計処理が確立されない場合、企業間の財務情報の比較可能性が大きく阻害される可能性がある。

このため、バーチャル PPA の会計処理を明確化することで、バーチャル PPA に基づく環境価値取引を促進するとともに、企業間の財務情報の比較可能性を担保し、もって持続可能な社会の実現に貢献することが可能になると考え、提案させていただく。なお、バーチャル PPA に基づく環境価値取引が既に我が国においても拡大していることに鑑みると、早期の対応が望ましいと考えられる。このため、バーチャル PPA に範囲を限定した新たな実務対応報告を開発することにより、会計処理を早期に明確化することが考えられる。

(具体的内容)

バーチャル PPA の契約当事者は需要家及び発電事業者であるが、これらの当事者におけるバーチャル PPA の会計処理は必ずしも完全に一致しない可能性もあると考えられる。このため、需要家及び発電事業者の双方の会計処理を検討する場合には、一定の時間を要することが予想されるが、バーチャル PPA の会計処理に関しては早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家の会計処理のみをご検討いただくことを提案する。

また、前述のとおり、研究報告の草案に対してバーチャル PPA に関連するコメントが多く寄せられたが、その大半は、仮にデリバティブとして時価評価が必要となる場合に、時価の見積りの複雑性や、時価の変動が損益に及ぼす影響への懸念から、時価評価を不要とする見解を支持するものであった。したがって、本提案では、時価評価の要否に焦点を当てて会計処理を明確化いただくことを提案するが、この明確化に際しては以下の「①デリバティブの該非」及び「②会計処理を行う単位」に関する論点をご検討いただくことが必要であると考えられる。

#### ① デリバティブの該非

会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 6 項(1)において、デリバティブの特徴として、想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方（以下「想定元本等」という。）を有する契約であることが示されている。バーチャル PPA における差金決済の想定元本等に当たるものは「発電量」であるが、発電量は発電実績に応じて変動する契約となっていることが一般的である。このように、想定元本等である発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合であっても、想定元本等を有する契約として、デリバティブに該当することになるのか否かが明確ではない。したがって、新たな実務対応報告の開発に当たって、バーチャル PPA に関して、発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについて明確化することをご検討いただきたい。

## ② 会計処理を行う単位

差金決済における精算の基礎となる固定価格は、非化石証書の環境価値が加味されて決定されており、差金決済には非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」という二つの要素が含まれている。この点、両者を区分して会計処理すべきか、又は一体として会計処理すべきかが論点となるが、この点について明らかにする現行会計基準は存在しないと考えられる。本論点において一体として会計処理すべきと判断される場合には、仮に「①デリバティブの該非」の検討の結果、差金決済がデリバティブに該当したとしても、非化石証書の購入取引（非金融商品の購入取引）に組み込まれたデリバティブとして、時価評価が不要であると判断できる可能性があるため、新たな実務対応報告において明確化することをご検討いただきたい。

これらの検討の結果、例えば、非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」を区分処理する場合、非化石証書の「環境価値」をどのように会計処理すべきか、また、差金決済の時価評価が不要となった場合、財務諸表に及ぼす潜在的影響等に係る追加的開示を要求すべきか等が論点になると考えられる。しかし、バーチャルPPAの会計処理に関しては時価評価の可否を最優先とすべきと考えられるため、その他の詳細な会計処理又は追加的開示可否の検討については本提案に含めていない<sup>2</sup>。

## III. 事務局の分析及び提案

### （テーマ提案の内容）

2. テーマ提案書が想定するバーチャル電力購入契約（PPA）の概要は次のとおりである（詳細は資料(1)-4 参考資料参照）。

<sup>2</sup> 2023年7月のIASBスタッフペーパー（アジェンダ・ペーパー12A）においても、再エネ証書（RECs）の会計処理については、排出物価格設定メカニズムのプロジェクトで取り扱うことがより適切である可能性があるため、狭い範囲の基準設定の対象としないことが推奨されている（第46項参照）。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/july/iasb/ap12a-application-of-the-own-use-exception-to-some-physical-power-purchase-agreements.pdf>



(出典：前掲、自然エネルギー財団「日本のコーポレート PPA 契約形態、コスト、先進事例」6 ページ)

- (1) バーチャル PPA は、再生可能エネルギー発電設備が生み出す電力と環境価値のうち、環境価値のみを発電事業者から需要家に移転する仕組みであり、発電事業者と需要家の間で電力の取引を伴わない取引である。
  - (2) 発電事業者は、環境価値のみを需要家に移転し、発電した電力は卸電力市場に売却する。一方、需要家は、電力については通常どおりに小売電気事業者から調達し、発電事業者からは環境価値を取得する。
  - (3) PPA 契約において固定価格を設定し、PPA 契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価格との差額を発電事業者と需要家との間で精算することが一般的である。また、差金決済の基礎は、発電実績に応じて変動する「発電量」とする契約となっていることが一般的である。この差金決済の仕組みにより、発電事業者にとっては電力の供給先は卸電力市場になるが、電力の売却による収入と環境価値の移転による収入の合計金額を PPA 契約上の固定価格に固定化することができる。一方、需要家にとっては電力の物理的な受渡しを伴うフィジカル PPA と同様に、一定規模の環境価値を長期間にわたって取得することができる。
3. テーマ提案書では、前項のバーチャル PPA について取扱いを明確化する実務対応報告を開発することを提案している。

#### (テーマ提案の分析)

4. 本件は提案者から実務対応レベルのテーマとして提出されている。実務対応レベルのテーマに関するテーマアップの要件は次のとおりである。

- (1) 広範な影響があるか。

- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
  - (3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)
  - (4) 会計基準レベルのものではないか。
  - (5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。
5. 次項以降で、前項(1)から(5)のテーマアップの要件についての事務局の分析を示す。

#### **広範な影響があるか**

6. テーマ提案書では、バーチャル PPA の広がりに関し次のように説明しており、これを前提とすると広範な影響が生じる可能性があると考えられる。
- ・ 「バーチャル PPA (Power Purchase Agreement) に基づく環境価値取引については、発電時に CO2 を排出しない電気が持つ「環境価値」のみが証書化された非化石証書を、実際の電力供給契約とは別に取引できる手段として広く利用され始めている。」
  - ・ 「今後、各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャル PPA を利用した環境価値取引がさらに拡大することが見込まれる」

一方、環境価値を含む電力取引としては、テーマ提案されるバーチャル PPA のほか、再生可能エネルギーを物理的に取引するフィジカル PPA が行われるケースがあり、バーチャル PPA の中でも具体的な契約内容はさまざまなケースがあり得ると考えられるが、どのような契約について現在及び今後、広範な影響が生じる可能性があるかの詳細は不明である。

#### **作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか**

7. テーマ提案者である日本公認会計士協会は、2023 年 9 月に公表した会計制度委員会研究報告第 17 号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」の取りまとめに当たり、草案を公開し広く意見を募集したところ、「バーチャル PPA の会計処理については、監査法人、事業会社、業界団体及び財務諸表利用者から多くのコメントが寄せられており、バーチャル PPA の時価評価の要否に関する明確化に対する関心の高さが確認された。」としていることから、作成者、利用者及び監査人のいずれにも一定のニーズが存在する可能性があると考えられる。ただし、検討対象とする取引及び内容により関係者のニーズが異なる可能性があると考えられる。

会計実務における多様性はあるか（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか）

8. テーマ提案書では、「バーチャル PPA をデリバティブとして会計処理すべきか否かについて、監査法人に多くの質問が寄せられているが、実務上、統一された見解は確立されていない。」としているが詳細は不明である。また、会計処理を行う単位に関し実務の多様性があるかについても不明である。

会計基準レベルのものではないか

9. 本提案は、バーチャル PPA という新しい取引に対して会計上の取扱いを明確化することで適時に対応することを提案するものであるため、企業会計基準諮問会議の運営に関する要領（以下「運営要領」という。）第 5 条 2 に従い実務対応レベルのテーマとすることが考えられる。ただし、デリバティブの特徴における「想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額」とバーチャル PPA の差金決済における発電量との関係を明らかにするにあたって、現行の金融商品会計基準等の改正が必要となる場合、会計基準レベルのテーマとなると考えられる。

適時に実務対応報告等の開発が可能か

10. 適時に実務対応報告等の開発が可能かどうかは、検討対象とする取引及び内容によると考えられる。また、仮に本テーマを新規テーマとして取り上げる場合、国際的な整合性を考慮して検討することが考えられるが、この点、IASB は 2023 年 7 月に電力購入契約プロジェクトを作業計画に追加することを暫定決定しており、これらの国際的な会計基準における取扱い及び議論の動向を踏まえて検討する場合、実務対応報告等の検討及び開発時期に影響する可能性がある。

**（個々の考慮要因の分析を踏まえた事務局の提案）**

11. 実務対応レベルのテーマに関しては、企業会計基準諮問会議の運営に関する要領（以下「運営要領」という。）において次のとおり進めることとされている。

（企業会計基準諮問会議の運営に関する要領）

第 7 条 第 5 条第 2 項(2)に定める実務対応レベルのテーマについては、必要に応じて、企業

会計基準諮問会議は実務対応専門委員会等に会計基準の開発の実行可能性、必要性等についてテーマ評価等の依頼を行う。

2 企業会計基準諮問会議の事務局は、実務対応専門委員会等のテーマ評価等も踏まえ、テーマ担当委員と検討を行い、検討結果を対応案として企業会計基準諮問会議に提示する。

3 企業会計基準諮問会議において、企業会計基準諮問会議の事務局が提示した対応案について審議を行う。

12. 本資料第6項から第10項までの分析を踏まえると、本テーマについては実務への影響及び関係者のニーズ、並びに実務の多様性及び適時に実務対応報告等の開発が可能かについて情報が不足していると考えられる。そのため、これらについて十分に把握するため、運営要領第7条第1項に従い実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼することが考えられる。また、本テーマは、検討の方向性によって実務対応レベルではなく会計基準レベルとなる可能性がある（本資料第9項参照）ことから、この点についてもテーマ評価を依頼することが考えられる。テーマ評価依頼先に関し、テーマ提案がデリバティブに関連する場合には、金融商品専門委員会に意見を聞くことも考えられるが、実務への影響等の情報について把握するため実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼することが考えられる。

#### **ディスカッション・ポイント**

新規テーマについての事務局の分析及びテーマ提言を行うとする事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上